



パートタイム労働法改正

平成27年4月1日から、パートタイム労働法や施行規則、パートタイマー指針が変わります。

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

<短時間労働者の待遇の原則> 短時間労働者の待遇について、通常の労働者の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

| (パートタイム労働者の態様) | | 賃金 | | 教育訓練 | | 福利厚生 | |
|--------------------------|---------------------------|-----------------------|--------------------------|-------------------|-----------------------|--------------|---------------------|
| 通常の労働者と比較して | | 職務関連賃金 | 左以外の賃金 | 職務遂行に必要な能力を付与するもの | 左以外のもの(キャリアアップの為の訓練等) | 給食施設・休憩室・更衣室 | 左以外のもの(慶弔休暇、社宅の貸与等) |
| 職務の内容(業務内容及び責任) | 人材活用の仕組みや運用等(人事異動の有無及び運用) | ・基本給 ・賞与 ・役付手当等 | ・退職手当 ・家族手当 ・通勤手当等 | | | | |
| ①通常の労働者と同視すべき短時間労働者等 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 同じ | 同じ | | | | | | |
| ②通常の労働者と職務の内容が同じ短時間労働者等 | | △ | - | ○ | △ | ○ | - |
| 同じ | 異なる | | | | | | |
| ③通常の労働者と職務の内容も異なる短時間労働者等 | | △ | - | △ | △ | ○ | - |
| 異なる | - | | | | | | |

(講ずる措置)

◎・・・パートタイム労働者であることによる差別的取り扱いの禁止

○・・・実施義務・配慮義務 △・・・職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案する努力義務

2 パートタイム労働者を雇い入れた時の事業主による説明義務の新設

パートタイム労働者の雇入れ時や雇入れた後に質問があった場合、事業主は適切に説明しなければなりません。

【雇入れ時の説明内容の例】

- ・賃金制度はどうなっているか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるかなど

【説明を求められたときの説明内容の例】

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ・どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか(または、なぜ使えないか)
- ・正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考慮したか など

3 パートタイム労働者からの相談に適切に対応するため、相談窓口の設置と書面(労働条件通知書等)で相談窓口の明示をしなればなりません

4 パートタイム労働法の実効性を高めるため

厚生労働大臣の勧告に従わない場合・・・**事業主の公表**

虚偽報告などをした場合・・・**20万円**以下の過料が課されます

SATO'S NEWS LETTER

2015年3月号
(No.66)

CONTENTS

- パートタイム労働法改正 P.1
- 助成金情報 P.2
- 労務トラブル Q&A P.3
- 人事労務ニュース P.3
- 企業 PR コーナー
西広島ショートコース 様 P.4
- SATO'S INFO P.4

3月の社会保険労務と税務

10日

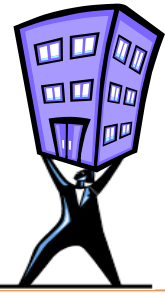
- 一括有期事業開始届
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

16日

- 所得税の確定申告書の提出
- 所得税の是正請求(前年度分)
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 個人の道府県民税・市町村民税の申告
- 個人事業税の申告

31日

- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 有期事業概算保険料延納額(4月~7月分)の納付
- 個人事業者の消費税の確定申告



平成 27 年 2 月 6 日に改正されました！

『業務改善助成金』

不動産会社A社にて

社長：「従業員の給与をアップしたいのだが、経費もかさむしなあ…」

部長：「そうですね、業務効率の上がるシステムを導入すれば売上の向上も見込めるので、従業員の給与もアップできるかもしれません。」

社長：「いいね…でも設備投資も給与アップも経費が増えてしまう。国から何か支援はないのか…」

部長：「『業務改善助成金』を使えば、設備投資に係った経費の一部が助成されるそうです！」

Q. どんな会社が対象なの？

- ① 中小企業事業主であること
● 中小企業事業主の要件

| 産業分類 | 常時雇用する労働者数 | 資本金等 |
|-------------|------------|-----------|
| 小売業(飲食店を含む) | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 100人以下 | 5,000万円以下 |
| 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| その他 | 300人以下 | 3億円以下 |



- ② 事業場内の時間給 800 円未満の労働者(雇入れ後 6 ヶ月後の従業員)の賃金を 40 円以上引上げること
※就業規則等に当該事業所の下限賃金額 800 円以上の規定が必要
- ③ 賃金引上げに資する業務改善を行い、費用を支払うこと
※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、社会通念上当然に必要な経費は除かれます
- ④ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

Q. いくら助成金が支給されるの？

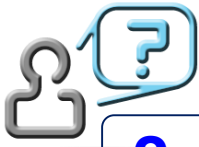
業務改善に係った経費の 2 分の 1(企業規模 30 人以下の事業場は 4 分の 3)

上限額は下表のとおり

| 引上げ対象労働者数 | 引上げ額 | 助成上限額 |
|-----------|--------|----------------------|
| 1～9人 | 40～59円 | 100万円 |
| | 60円以上 | 100万円 |
| 10～14人 | 40～59円 | 100万円 |
| | 60円以上 | 130万円 増額されました |
| 15～19人 | 40～59円 | 100万円 |
| | 60円以上 | 140万円 増額されました |
| 20人以上 | 40～59円 | 100万円 |
| | 60円以上 | 150万円 増額されました |

※詳細はサトーへお問い合わせください





労務トラブル Q&A

「平成 28 年 1 月～マイナンバー制度施行！ 実務対応シリーズ①～番号（マイナンバー）収集編～」

Q. マイナンバー制度が始まりますが、会社はどのように従業員からマイナンバーを収集すればよいのですか？

A. いよいよ今年の10月から、住民票のある人全員に、マイナンバーが記載された「通知カード」が届きます。現在雇用している従業員と10月以降に新たに雇用する従業員のマイナンバー取得方法をご説明します。

① 既存の従業員からのマイナンバー取得方法（10月から収集が可能です）

- 1 マイナンバーに関する社内教育（法定やマイナンバーの適正な取扱い）を実施しましょう。
- 2 マイナンバーの利用目的の明示文書（社会保険、税金に関わる事務手続き以外の目的では利用しない旨を記載すること）を作成し、お知らせしましょう。
- 3 従業員に「通知カード」を提示してもらい、マイナンバーを収集しましょう。原則として、運転免許証などで身元確認が必要ですが、既存の従業員から「対面」で受取る場合は要しないとされています。（国税庁HPより）

【通知カードのイメージ】

個人番号：○○○…○○○
生年月日：昭和○年○月○日
性別：△
氏名：□□□ □□
住所：広島市…

- ・ 表面に番号を記載
- ・ 顔写真なし
- ・ 住民票のある人全員に郵送

② 新たに雇用する従業員からのマイナンバー取得方法

- 1 マイナンバーの利用目的を文書でお知らせしましょう。
- 2 マイナンバーを収集しましょう。

■通知カードの提示の場合

身元確認が必要です。下記のいずれかの書類で確認してください。

- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保険福祉手帳
- ・ 養育手帳
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書

- 個人番号カード提示の場合（平成 28 年 1 月 1 日以降、本人が個人番号カードの交付を受けたとき）
添付書類は必要ありません。



人事労務ニュース

●来年度介護保険料は9年ぶり減額の見込み

40歳から64歳までの現役世代が支払う介護保険料について、厚生労働省は、2015年度の1人当たりの負担額が月額5,177円（前年度比96円減）となる見込みだと発表した。介護報酬の引下げなどにより9年ぶりに減額となる。

●主婦らの年金未納 特別追納措置の申込書発送開始

会社員である夫の退職時などに必要な手続きをしていなかった主婦らの国民年金保険料未納問題で、3年間に限り保険料を最大で10年間遡って追納できる特別追納措置が4月からスタートする。未納のままでは無年金や低年金に陥る恐れがあることから、2013年の法改正で成立した救済措置。日本年金機構は60万人弱へ申込書の発送を開始した。

企業PRコーナー「西広島ショートコース様」



西広島ショートコース

ビギナーでも気軽にプレー出来る、パー3のショートコースです。
平均34ヤード、バンカー・池越えありの18ホール。

プレーはスニーカーでもOK!!

ゴルフ用具をお持ちでなくても**無料の貸しクラブ**がございますので、
気軽にご来場ください。

住 所/ 広島市西区山田町 94-8
営業時間/ 朝 8 時～日没まで(最長 19 時)
定 休 日/ なし
料 金/ 一般 平 日 2,160 円
土 曜 日 2,700 円
日 曜 ・ 祝 日 3,240 円

ドUBLE割引もございます。

TEL/082-274-0035

※クラブハウス 2 階に食堂もございます。



SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報

「基本徹底！新入社員研修」

ビジネスマナー研修と基本徹底合宿を組み合わせ、考えて行動できる社員をめざします。合宿では団体行動を通して、徹底することの大切さ、やればできる自信を実感させます。

日 程：マナー研修 4月2日(木) 9:30～16:30
合 宿 4月2日(木) 18:00～宿泊～4月3日(金)17:00

場 所：マナー研修 MDX 広島ビル 8階 広島市中区大手町 1-6-2
合 宿 太光寺 広島市西区田方 1丁目 551番の1

費 用：マナー研修 12,000円、合宿 15,000円
マナー研修+合宿 24,000円 (いずれも税別)
※マナー研修のみ、合宿のみの受講も可能です。

☆詳細はこちら

<http://www.sato-co.jp/201412102/>



太光寺合宿
研修風景

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5階

月～金 9:00～18:00
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983